

不動産情報ネット「ふれんず」処分規程 新旧対照表

現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、不動産情報ネット「ふれんず」運営規程（以下「運営規程」という。）第19条の規定に基づき、違反者の審査及び処分に関し必要な事項を定め、もって「ふれんず」の健全な運営と信頼性の確保に資することを目的とする。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この規程で使用する用語は、特に定めのない限り、運営規程において使用する用語の例による。</p> <p>(審査委員会)</p> <p>第3条 審査及び処分を行う機関として審査委員会（以下「委員会」という）を置く。</p> <p>2 委員会の委員は、流通促進委員会の正副委員長及び委員若干名をもってこれに充てる。</p> <p>3 委員会の委員長は、流通促進委員会の委員長をもってこれに充てる。</p> <p>(審査事由)</p> <p>第4条 委員会は会員が次の各号の一に該当すると判断したときはこれに対して審査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 不動産情報ネット「ふれんず」運営規程に違反したとき(2) 不動産情報ネット「ふれんず」会員間取引規程に違反したとき(3) 不動産情報ネット「ふれんず」物件登録掲載基準に違反したとき(4) 不動産情報ネット「ふれんず」利用条件に違反したとき(5) 不動産情報ネット「ふれんず」利用規約に違反したとき(6) 宅地建物取引業法に違反し、行政処分を受けたとき(7) 不動産の表示に関する公正競争規約に違反したとき

新 規 程
<ol style="list-style-type: none">(6) 不動産情報ネット「ふれんず」ガイドラインに違反したとき(7) 宅地建物取引業法に違反し、行政処分を受けたとき(8) 不動産の表示に関する公正競争規約に違反したとき

2 前項(7)に該当する会員が不動産公正取引協議会より「厳重警告並びに違約金課徴」の措置を受けたとき、委員会にて定めた期間において物件の一般公開を停止できるものとする。

3 運営規程第 18 条に基づく利用料の支払いを怠った時は、第 1 項の規定にかかわらず、「ふれんず」利用停止できるものとする。

(端緒の区分)

第 5 条 端緒の区分は、会員業者からの申告、一般消費者からの申告、流通促進委員または事務局の探知に分類する。

2 会員業者からの申告は、文書をもって行わなければならない。

(事情聴取)

第 6 条 委員会は、第 4 条に定める違反行為を行った者又はその疑いのある者を、委員会に招致し、事情を聴取することができる。

2 委員会は、前項の事情聴取の結果、違反が認められた場合は、会員に対して口頭による指導又は第 7 条に定める処分を行うことができる。

3 委員会は、当該案件にかかる業者に必要な資料の提出を求めることができる。

(処分の種類)

第 7 条 処分は次の 4 種とする。

- (1) 注意
- (2) 警告
- (3) 「ふれんず」利用停止
- (4) 綱紀委員会への諮問を求め会長へ申告

2 委員会の処分にかかわらず違反を繰り返す会員に対しては、「ふれんず」を無期利用停止とすることができる。

4 第 1 項に該当する会員に対して協会は、予告なく、ふれんずの利用制限又は停止の措置を講じることができるものとする。

2 委員会は、前項の事情聴取の結果、違反が認められた場合又は第 1 項の聴取に正当な理由なく応じない場合は、会員に対して口頭による指導又は第 7 条に定める処分を行うことができる。

(処分の種類)

第 7 条 処分は次の 5 種とする。

- (1) 注意
- (2) 警告
- (3) 是正勧告
- (4) 「ふれんず」利用制限及び停止
- (5) 綱紀委員会への諮問を求め会長へ申告

(処分の決定)

第8条 前条の処分は、委員会において決定し、文書をもって通知する。

2 委員会は、前項の処分を決定した時は流通促進委員会及び理事会に報告するものとする。

(氏名の公表)

第9条 委員会は、会員に対して第7条各号に定める処分をしたときは、次に掲げる事項について、協会のホームページ等により公表できるものとする。

- (1) 当該処分をした日
- (2) 当該処分を受けた会員の商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名
- (3) 当該処分の内容及び処分理由

附 則

この規程は、平成11年10月18日から施行する。

この規程は、平成20年10月17日から施行する。

この規程は、平成27年2月3日から施行する。

この規程は、平成30年3月6日から施行する。

この規程は、令和元年7月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。